

確認作業の手引き

質問1

使用している建物は、昭和52年(1977年)3月以前に建築した建物ですか？

- **昭和52年(1977年)3月以前に建築された事業用建物**の照明器具には、PCB(毒性のある絶縁油)が使用された安定器が使われている可能性があります。
※昭和52年(1977年)4月以降に建築した建物であっても、昔使用していた安定器を保管している場合は、「いいえ」を選択してください。

Q&A

Q. なぜ昭和52年(1977年)3月以前に建築された事業用建物なのですか？

A. PCBを使用した照明器具の安定器は 昭和52年(1977年)4月以降流通していません。よって、昭和52年3月までに建築された事業用建物(に設置された安定器)の確認が必要です。

Q. 住宅部分も調べる必要がありますか？

A. 家庭用の照明器具には PCB使用安定器は使われていません。家庭用の照明器具しかない場合は、住宅部分は調べる必要はありません。

質問2

質問1で「はい」と回答した物件は事業用建物ですか？

※過去に事業をしていた場合や、共同住宅の場合は「はい」を選択してください。

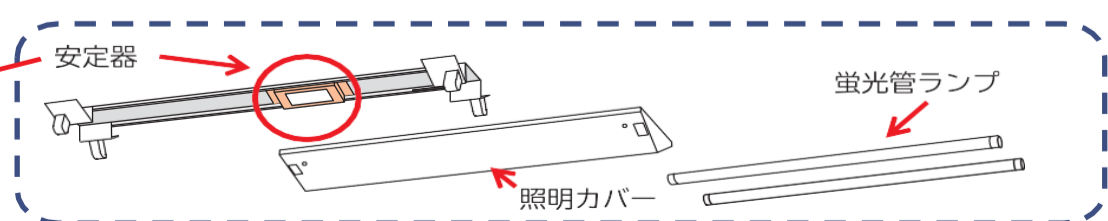
- 昭和52年(1977年)3月以前に建築された**事業用建物(会社事務所、店舗、工場、倉庫など)**や、**共同住宅(アパート・マンション等の共用部分)**に設置された照明器具には、PCBが使用された安定器が使われている可能性があります。
- **一般住宅用の照明器具には、PCBは使用されていません。**
- 現在は一般住宅として使用している建物であっても、過去に事業所や店舗、工場等として使用されたことのある建物については、天井裏や壁際、梁などにPCBが使用された安定器が設置されている場合があります。

質問3

質問2で「はい」と回答した物件は、昭和52年(1977年)4月以降に全ての照明器具を交換し、処分していますか？

(全て交換済みであっても、保管している安定器があれば「いいえ」を選択してください)

- **照明器具とは、下図に示すように蛍光管ランプの他に安定器も含まれます。**
- 蛍光管ランプだけしか交換していない場合は、古い安定器が設置されている可能性がありますので「いいえ」を選択してください。
- 照明器具は、天井灯だけではなく、足元灯や屋外灯も対象です。
- 一部の器具だけではなく、**全ての器具を調べてください。**
- 電球や丸型蛍光灯などの一般家庭用の照明器具には PCB は使われていません。



質問4

建物の共有部分(共同住宅の通路等)や建物外の敷地(駐車場等)に昭和52年(1977年)3月以前に設置した照明器具(蛍光灯・水銀灯)はありますか？

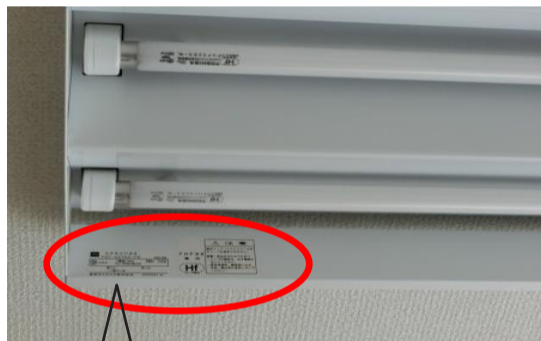
- 建物の共有部分とは、**通路やエントランス、エレベーター、倉庫、電気室、機械室**などです。
- 建物外の敷地とは、**駐車場や作業場、資材置場**などです。
- テナント利用されている方は、建物管理者にご確認ください。

質問5

建物や敷地内にPCB使用安定器が設置・保管されていないかご確認ください。

- 昭和52年(1977年)3月以前に取り付けられた事業用の蛍光灯・水銀灯が対象です。
- 水銀灯の場合、照明部分と安定器の設置場所が離れている場合があります。
- 使用していない建物の内外も確認してください。

①照明器具のラベルを確認する



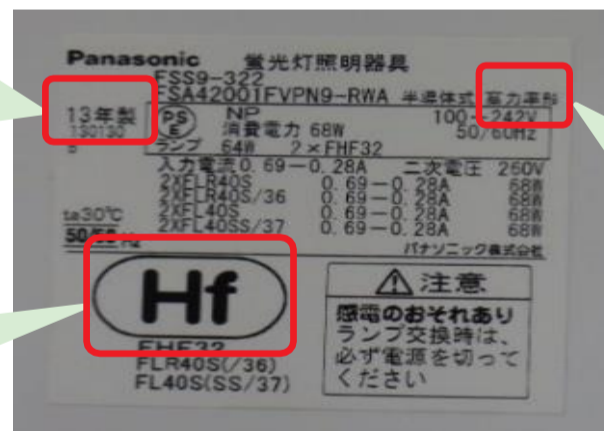
照明器具のカバーに左写真のような「ラベル」がついている場合、記載内容を確認します。
(高所に設置されている器具を確認する場合は、安全に十分注意してください。)

ラベル拡大図

製造年が昭和48年(1973年)
以降の器具は
PCBを含んでいない

「Hf」の表示があれば
PCBを含んでいない

低力率(0.85または
85%未満)の器具は
PCBを含んでいない



3つのポイント

1. 製造年
2. Hf表示
3. 力率

を確認して、**1つでも該当すれば、PCBは含まれていません。**

ラベルでPCBの有無が確認ができなかった場合は、以下の作業をお願いします。

②安定器の銘板を確認する

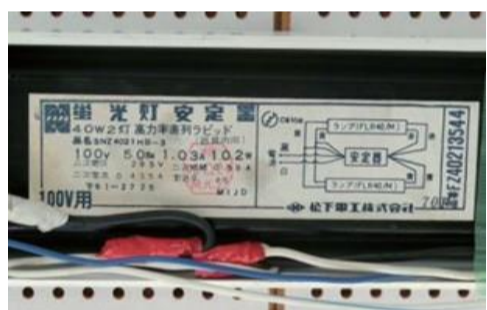
※以下の作業は、安全面の観点から、**電気工事士や電気主任技術者の資格を有する電気工事業者などに依頼**してください。また、**安定器には触らない**でください。



〈蛍光管をはずす〉



〈カバーをはずし、安定器を見つける〉



〈安定器の銘板を確認する〉

銘板から、メーカー・製造年月・力率等の情報を確認し、
(確認方法 <https://youtu.be/y7bUmok4bnM>)
この情報に基づき、一般社団法人日本照明工業会のホームページでPCBの有無を確認するか、
(日本照明工業会 <http://www.jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm>)
メーカーにPCBの有無を問い合わせてください。

銘板が剥がれて消失しているなどで読み取れない場合は、PCBを含んでいるものとみなします。
以上の調査でも不明な場合は、福井県循環社会推進課にご相談ください。

注意事項

(1) 転落や感電の防止

・高所で作業を行う場合や蛍光灯等の照明器具を取り外す際は、転落や感電することのないよう、安全に十分注意してください。

(2) 安定器が破損している場合

・安定器が破損している場合や、液漏れが発生している場合は、手を触れず、県にご相談ください。

(3) 写真の撮影

・メーカー等に確認したり処分する際の資料とするため、照明器具や安定器のラベル・銘板等の写真を撮影してください。

(4) その他

・照明器具が交換されていても、古い安定器だけが(配線を切断された状態等で)残置されている事例があります。
・倉庫や物置、作業スペースの片隅に取り外された安定器が放置されている場合があります。
・何年も中身を確認していない箱などがある場合は、念のため、開封して中身の確認をお願いします。